

南海トラフ地震警戒強化勧告

阪神港（大阪区、堺泉北区）、阪南港

区分：「南海トラフ地震警戒強化（勧告）」

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時発出

注1）「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」が継続中の場合に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されても「南海トラフ地震警戒強化（勧告）」は発出しない。

注2）「第一体制」（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」が解除された際、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が継続中の場合は「南海トラフ地震警戒強化（勧告）」に切り替える。

【全船】

1 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること

- ・南海トラフ地震臨時情報等に係る情報の入手
- ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
- ・岸壁管理者、荷主企業等の対応の確認
- ・避難方法の確認

2 自主的な避難行動をとること

- ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域への避難を検討すること。

区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」解除

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から一週間経過

注1）「南海トラフ地震警戒強化（勧告）」発出中に、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」に切り替える。